



最近の判例から

ツイッターのウェブサイトに掲載された自己のプライバシーに属する事実を摘示するメッセージ（ツイート）の削除請求が認められた事例

最高裁判所調査官
船所寛生 Hiroo Funasho

最高裁判所令和4年6月24日第二小法廷判決
令和2年（受）第1442号
投稿記事削除請求事件

I 事案の概要

1 本件事案

本件は、X（原告・被控訴人・上告人）が、ツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれる140文字以内のメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク）のウェブサイトに掲載された各ツイート（以下「本件各ツイート」という。）により、Xのプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益等が侵害されていると主張して、ツイッターを運営するY（被告・控訴人・被上告人）に対し、人格権等に基づき、本件各ツイートの削除を求める事案である。

2 事実関係の概要

- (1) Xは、平成24年4月、旅館の女性用浴場の脱衣所に侵入したとの被疑事実で逮捕され、同年5月、建造物侵入罪により罰金刑に処せられた。
- (2) Xが上記被疑事実で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は、逮捕当日に報道され、その記事が複数の報道機関のウェブサイトに掲載された。

同日、ツイッター上の氏名不詳者らのアカウントにおいて、本件各ツイートがされた。本件各ツイートは、いずれも上記記事の一部を転載して本件事実を摘示するものであり、うち一つを除き、転載された記事のウェブページへのリンクが設定されたものであったが、報道機関のウェブサイトにおいて、上記記事は既に削除されている。

- (3) Xは、逮捕時点は会社員であったが、現在は父が営む事業の手伝いをするなどしており、逮捕後に婚姻した配偶者に対して本件事実を伝えていない。
- (4) ツイッターには、利用者の入力した条件に合致するツイートを検索する機能が備えられており、利用者がXの氏名を条件としてツイートを検索すると、検索結果として本件各ツイートが表示される。

3 裁判所の判断

- (1) 一審判決（東京地判令和元年10月11日判時2462号17頁）は、Xの本件事実を公表されない法的利益は本件各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に優越するから、XはYに対して本件各ツイートの削除を求めることができるとして、Xの請求を認容した。

これに対し、原判決（東京高判令和2年6月29日判時2462号14頁）は、Yがツイッターの利用者に提供しているサービスの内容やツイッターの利用の実態等に照らすと、XがYに対して本件各ツイートの削除を求めること